

JICA グローバル・アジェンダ No.14
ジェンダー平等と女性のエンパワメント

クラスター事業戦略
「ジェンダーに基づく暴力（SGBV）の撤廃」



独立行政法人国際協力機構(JICA)は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

1. クラスターの目的と概要

1.1 目的

本クラスターは、JICA グローバル・アジェンダ「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」の下、女性や少女が尊厳をもって安全に生きることができる社会の実現に向けて、ジェンダーに基づく暴力(Sexual and Gender-Based Violence: SGBV)¹を許容しない組織や社会づくりを推進し、被害当事者の救済・保護ならびに自立・社会復帰を図ることで SGBV の撤廃に貢献するものである。

本クラスター事業戦略は「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(SDGs)」の目標 5「ジェンダー平等」が掲げるターゲット 5.2(全ての女性・女児に対するあらゆる形態の暴力の排除)や 5.3(児童婚や女性性器切除の撤廃)の達成に貢献すると同時に、目標 8「経済成長とディーセント・ワーク促進」のターゲット 8.7(児童労働の撲滅)、目標 11「持続可能な都市と人間居住実現」のターゲット 11.7(女性や子ども、高齢者の公共スペース等への普遍的なアクセスの推進)、目標 16「平和と公平なガバナンス」のターゲット 16.1(全ての形態の暴力等の減少)や 16.2(子どもに対する虐待、搾取、暴力、拷問等の撲滅)にも寄与する。

1.2 クラスターの概要

本クラスターでは、女性や少女が尊厳をもって安全に、それぞれの能力を発揮して生きていくことができる社会の実現に向けて、SGBV の撤廃に向けた取り組みを推進していく。SGBV の撤廃のためには、社会のあらゆる領域においてジェンダー平等を追求し、性差別的な意識や慣行を是正していくことが必要である。同時に、SGBV は犯罪であることへの認識を高めつつ、1) その予防に取り組むとともに、2) 被害当事者の救済と保護、3) 自立と社会復帰、4) 加害者処罰と更生教育に向けた取り組みを強化していく必要がある。しかしながら、多くの社会では、未だに SGBV を個人間の特異な関係性に起因する「私的な問題」として捉え、SGBV を黙認する傾向にある。また、加害者ではなく被害を受けた当事者を非難し、被害当事者の保護や自立支援に対する十分な行政サービスを提供できていない。このような状況下では、SGBV の発生に歯止めがかからないばかりか、被害当事者は適切なサービスを受けられず、加害者は不処罰のまま放置される中で、さらなる暴力を経験している。

したがって、本クラスターでは、SGBV の発生と暴力の連鎖の悪循環を打破するために、1) JICA 事業において、分野・スキーム横断的に SGBV の防止や撤廃に向けた取り組みを主流化し、SGBV を容認しない社会、組織づくりを推進していく。同時に、2) SGBV 被害当事者に対す

¹ 「ジェンダーに基づく暴力」とは、「女性らしさ」や「男性らしさ」といった社会文化的に構築された性役割や性規範を背景にして振られる暴力を指す。ジェンダー不平等な社会において、SGBV の被害者の多くは女性や少女であり、UN Women や世界銀行など多くの機関では SGBV と女性や少女に対する暴力(Violence Against Women and Girls: VAWG)を同義としている。

る支援サービスの拡充に取り組む。これにより、あらゆる SGBV の発生が抑止されるとともに、被害を受けた女性や少女がその心身の健康の回復と自立・社会復帰に向けて適切な支援サービスを受け、尊厳をもって安全に生きていくことができる社会の実現を目指す。

2. 開発課題の現状と開発協力のアプローチ

2.1 ジェンダーに基づく暴力の実態

ジェンダーに基づく暴力(SGBV)とは「女らしさ」や「男らしさ」といった、社会文化的に構築された固定的な性役割や性規範、及び不平等な力関係を背景にして振るわれる暴力である。一般に、暴力を可能にするものは不平等な力関係であり、性別にかかわらず力の強い側から弱い側へと暴力が振るわれるが、男性を優位とし、女性を従属的な地位に位置づけるジェンダー不平等な社会においては、女性や少女の多くが身体的、性的、精神的、経済的暴力を被っている。2020年現在、少なくとも世界の女性の3人に1人が生涯において身体的・性的暴力を経験している²。これらの暴力の多くが配偶者や交際相手、親兄弟、親せきなどの親密な関係にある近親者や家族によるものである³。また、近年ではICTの普及によって少女に対するオンライン上でのセクシャル・ハラスメントや性暴力も世界で多発している。

さらに、国や地域によっては、人身取引や児童婚、名誉殺人、女性性器切除(Female Genital Mutilation: FGM⁴)など、有害な慣習による暴力も後を絶たない。例えば、東南アジア地域では、経済や情報の急速なグローバル化に伴い、性的搾取を目的とした女性や少女の人身取引が多く発生している。また世界では7億5000万人の少女が18歳未満での望まない結婚(児童婚)を強いられているが、これらの被害の半数は南アジア地域で起きている⁵。同地域では、「伝統」や「宗教」の名の下で形成された社会規範やジェンダー秩序に背いたと見なされる女性が、家族の名誉を汚したとして家族に殺害される名誉殺人や、婚姻の際に女性が十分な持参財を準備できなかったことを理由とする持参金殺人も後を絶たない。また、アフリカ地域においては、初潮前の女兒の性器の一部を切除するFGMの慣習により、2億人以上の女性や少女がその犠牲になっている⁶。

これらのSGBVは長期にわたって女性や少女の人権や心身の健康を脅かし、地域の社会や経済に多大なダメージや損失をもたらしている。2020年現在、SGBV被害による世界経済の損失は、女性の社会・経済参加や労働生産性の低下、医療や社会福祉費の増加による影響を含

² 精神的、経済的暴力行為にかかる実態を示す定量的なデータは収集されていない。

³ 南アジアでは35%、サブサハラアフリカでは33%、東南アジアでは21%に上る女性や少女が、ドメスティック・バイオレンス(DV)あるいは親密な関係者からの暴力(Intimate Partner Violence: IPV)を経験している(WHO (2021) Violence Against Women Prevalence Estimates, 2018)。

⁴ 女性の性的振る舞いを制御することを目的として、初潮前の女兒の性器の一部を切除するという形態の暴力。

⁵ UNICEF (2017) Ending Child Marriage: Progress and Prospects.

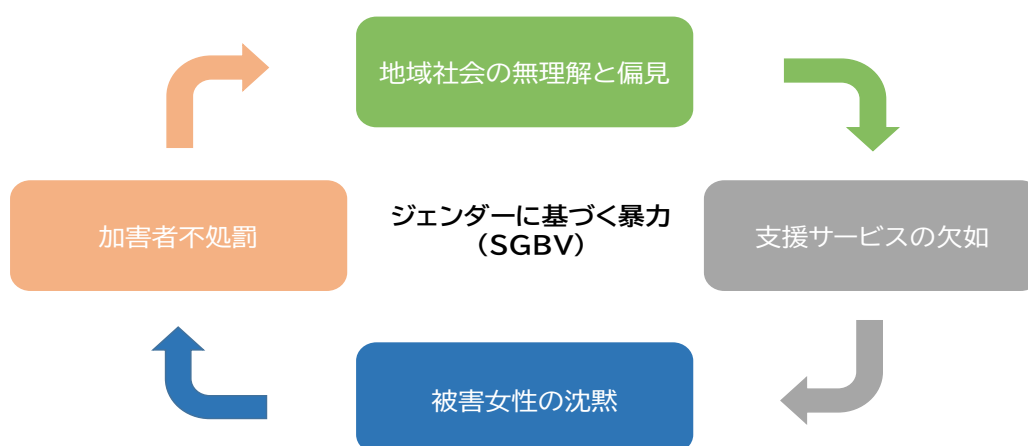
⁶ UNICEF (2020) Female Genital Mutilation.

め、1.5兆ドルにのぼると試算されている⁷。

2.2 ジェンダーに基づく暴力を生み出す中心的な要因

ジェンダーに基づく暴力を生み出す中心的な要因は、ジェンダー不平等で性差別的な社会における1) SGBVに対する無理解や偏見と、2) 被害当事者に対する支援サービスの欠如である。これらが、SGBV被害を生み出すのみならず、被害当事者に対する偏見を招き、被害当事者を沈黙させるとともに、加害者を不処罰のままに地域社会に放置し、被害の継続と深刻化を招く中心的要因として位置づけられる。

図：SGBVの中心的要因と負のサイクル



【SGBVに対する無理解や偏見】

あらゆる形態の SGBV の根底には男性を優位とする価値観や不均衡なジェンダー関係が存在している。そのため、SGBV の撤廃に向けては、社会のあらゆる領域においてジェンダー平等を追求し、性差別的な意識や慣行を是正しつつ、SGBV の予防に取り組んでいくことが必要である。しかしながら、多くの社会では、SGBV への理解が欠如し、発生している女性や少女に対する暴力の多くが黙認されている。特に、ドメスティック・バイオレンス(DV)⁸や性暴力被害については、個人間の「私的な問題」として捉えるとともに、加害者側ではなく、被害を受けた女性や少女を非難する意識や慣行が根強い。女性や少女側に落ち度があったとして、被害を受けた側に不当なレッテルや負の烙印(スティグマ⁹)を付与し、社会的な制裁を課す場合も少なくない。そのため、女性や少女は被害に遭っても、その経験を周囲に知られることを恐れ、多くが助けを

⁷ SGBV被害による意図しない妊娠・中絶・出産、HIV/AIDS感染、身体的・精神的的外傷、自尊心の低下や鬱などにより女性たちの社会・経済参加が阻まれる結果、持続的な開発や経済成長にもネガティブな影響が生じている(Care International (2018) Counting the Cost: The Price Society Pays for Violence Against Women)。

⁸ 家族や配偶者、元配偶者やパートナー間で発生する身体的、性的、精神的、経済的な全ての暴力行為。

⁹ 「恥」「不名誉」など負のイメージを伴う不当な差別、偏見。自尊心の低下や社会参加の機会減少を招くなどの影響が生じる可能性がある。

求めることができない¹⁰。

【被害当事者に対する支援サービスの欠如】

さらに、女性や少女が勇気を出して支援を求めても、医療や警察、法・司法、行政の場における SGBV に対する理解や支援サービス実施体制が不十分であるため、被害当事者が適切に保護されず、犯罪捜査も十分になされないまま、被害当事者が二次被害¹¹を受けたり、加害者からの報復による新たな暴力の脅威やリスクに晒されることも少なくない。被害当事者の自立や社会復帰を中長期的な視点で支援する体制が十分に整備されていない中、支援を求めて声を上げた被害当事者たちは、一度保護されても元の暴力的な環境に戻らざるを得ない状況も多発している。

2.3 ジェンダーに基づく暴力の撤廃 ～必要な取り組み～

国際社会において SGBV の撤廃に向けた取り組みの必要性が初めて公式に議論されたのは、1985 年にケニアのナイロビで開催された「第 3 回世界女性会議」の場である。同会議にて採択された「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」では、女性や少女に対する SGBV が、女性の生命や安全を脅かすのみならず地域の平和や開発をも阻む深刻な社会課題として位置づけられた。

その後、1993 年に国連による「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」、1995 年に「北京宣言と行動綱領」、2000 年に「女性の平和と安全保障にかかる国連安全保障理事会決議 1325 号」、2017 年に「CEDAW¹²一般勧告第 35 号 女性に対するジェンダーに基づく暴力の撤廃」など、さまざまな国際規約や決議が採択され、SGBV の撤廃に向けた取り組み強化の必要性が広く議論されてきた。

【4 つの領域における取り組み】

SGBV の撤廃に向けては、社会のあらゆる領域においてジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進するとともに、1)あらゆる形態の SGBV の予防、2)被害当事者の救済と保護、3)自立と社会復帰の推進、4)加害者処罰の強化や更生教育に向けた取り組み、を強化していくことが必要とされている。これら 4 領域の詳細は下表の通りである。

表 1: SGBV の撤廃に向けて必要とされる取り組み

予防 (Prevention)	行政や企業、学校や地域レベルでの教育や啓発、SGBV の撤廃に取り組むサポーター人材の育成等を通じて、SGBV は犯罪であるという認識を高めつつ、SGBV を許容せず、被害を生み出さない地域や社
--------------------	---

¹⁰ 国連の調査によると、救済を求めて声をあげる被害女性の割合は世界平均で 40%に届かない。また、警察に被害届を出す女性の割合は 10%以下に留まる (UN Women (2020) World Women)。

¹¹ 直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、誹謗中傷などにより、被害当事者が精神的な苦痛、身体の不調、私生活の侵害、経済的な損失等の被害を受けること。

¹² 女子差別撤廃条約 (Convention on the Elimination of Discrimination Against Women)。

	会、組織づくりに向けた取り組みを強化していくこと。
保護 (Protection)	医療従事者や警察官、相談員やソーシャルワーカー、自治体の職員など、被害者に一次的に接する専門職人材(中核人材)の育成、ホットラインや相談窓口、シェルター、ワンストップセンター ¹³ などの支援インフラの整備や機能強化等を通じて、被害者を救済し、その保護と安全確保に向けた取り組みを強化していくこと。
自立・社会復帰 (Rehabilitation and social reintegration)	就業や起業、教育、組織化や社会活動参加などへの支援を通じて、被害当事者の女性や少女が自身の尊厳と権利を回復させ、生活を再建していくための取り組みを強化していくこと。
加害者処罰・更生教育 (Prosecution)	法・司法制度の構築や改善、人材育成を通じて、加害者不処罰の慣行の終焉に向けた取り組みを強化していくこと。

【被害者中心アプローチの推進】

上記の取り組みにおいては、「被害者中心アプローチ」に基づくことが重視されている。「被害者中心アプローチ」とは、被害者の救済と保護に取り組む草の根の支援者の声や、女性に対する暴力に関する国連特別報告者であるラディカ・クマラスワミのレポート¹⁴、国連人権委員会のファン・ボーベンらの研究¹⁵を経て登場した概念であり、守秘義務の順守や人権尊重を基本原則とし、被害者の安全確保と本人の選択の尊重を最優先し、被害者の立場に立って問題解決を促していく支援アプローチである。国連人権委員会の「被害者救済ガイドライン¹⁶」においても、あらゆる暴力や人権侵害の被害者への支援において適応すべき基本アプローチとして位置づけられるなど、現在、「被害者中心アプローチ」は SGBV 被害者支援における国際基準となっている。

2.4 国際社会における支援動向と実績

【支援の動向と進展】

SGBV の撤廃に向けた国際協力は歴史的に欧米諸国によって牽引されてきた。例えば、英国は 2014 年に「紛争下における性暴力の予防と撤廃イニシアティブ」を発表し、UNHCR などの国際機関や国際 NGO 等と連携して、紛争下の性暴力の予防や被害者の保護、加害者処罰に向けた支援を強化している。また、欧州評議会が 2011 年に採択した人権規約「イスタンブール条

¹³ SGBV の被害当事者に対して、被害直後からの総合的な支援(医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等)を一か所で提供する場所。

¹⁴ Report of the Special Rapporteur on violence against women, its causes and consequences, Ms. Radhika Coomaraswamy, submitted in accordance with Commission on Human Rights resolution 1995/85.

¹⁵ ファン・ボーベン国連最終報告書 人権と基本的自由の重大な侵害を受けた被害者の原状回復、賠償および更生を求める権利についての研究(1994)。

¹⁶ Basic Principles and Guidelines on the Rights to a Remedy and Reparation for victims of Gross Violations of International Human Rights Law and Serious Violations of International Humanitarian Law (2005 年 12 月 国連総会決議 60/147 として採択)。

約(通称)¹⁷」の理念に基づき、欧州連合(EU)は国連と連携して、2018年に「The Global Spotlight Initiative」を立ち上げ、UN Women、UNICEF、UNFPA等とともにアジア、アフリカ、ラテンアメリカ等の地域で SGBV の予防や被害当事者の保護に向けた支援を展開している¹⁸。カナダは同国の国際協力の4割を SGBV の撤廃や女性の平和と安全保障に向けた取り組みに充てることを表明し、UN Women、UNICEF、UNFPA など、SGBV の予防や被害者保護に取り組む国連機関や、現地の市民や女性団体への拠出を行っている。

その結果、現在までに各国において SGBV の撤廃に向けた法律や政策環境整備の観点からは大きな進展がみられる。これまでに少なくとも155か国においてDV防止法が制定されるとともに、140か国において職場でのセクシャル・ハラスメントを禁止する法律が策定された¹⁹。また、少なくとも104か国が SGBV の撤廃を掲げる政策を整備した²⁰。さらに、各国のみならず、アフリカ連合(AU)、南アジア地域協力連合(SAARC)、東南アジア諸国連合(ASEAN)などの地域間協力の枠組みにおいても、SGBV の撤廃に向けた地域政策や行動計画が策定されている。

【国際社会における支援の課題】

国際社会の支援により、政策や戦略、行動計画が策定されても、それらの実施に向けた人材育成や体制整備に向けた支援は不足しており、実効性が伴っていないのが現状である。

第一に、SGBV の予防や撤廃に向けた啓発や教育活動は進められつつあるが、その取り組み数は圧倒的に不足している。そのため、地域や学校、組織において SGBV の予防に取り組み、被害当事者の救済や保護、自立と社会復帰を後押しする支援人材(地域の住民や若者、自治体職員や教員含む)が十分に育成されるまでには至っていない。

第二に、多くの国では、SGBV 被害者への支援が、国が実施すべき基本的な行政サービスとして位置づけられていないため、被害当事者の保護・救済と自立・社会復帰に向けた予算や人材配置が不足しており、行政による支援サービスの実施体制は脆弱である。被害者の支援には、医療従事者やソーシャルワーカー、警察官、法曹関係者、教育、地域の行政官などの専門職人材の関与と連携が不可欠である。しかしながら、専門職人材は「被害者中心アプローチ」の理解が不十分で、連携体制も十分に構築されていない。被害を受けた女性や少女を保護するためのホットラインやシェルター、ワンストップセンター等の支援インフラも不足している。また、被害当事者の自立と社会復帰に向けた支援サービスも十分に提供されていない。こうした中、多くの SGBV が看過・黙認され、その発生と被害の継続や深刻化に歯止めがかかっていない。

2.5 SGBVの撤廃に向けたJICAの取り組みと強み

JICA は、人身取引という形態の SGBV の予防と撤廃を目的として、2009年よりタイ、ベト

¹⁷ 正式名称は「女性に対する暴力と家庭内暴力の防止と撲滅に関する欧州評議会条約」。

¹⁸ <https://www.spotlightinitiative.org/>(最終アクセス 2023年2月10日)。

¹⁹ World Bank (2020) Women, Business and the Law.

²⁰ <https://www.peacewomen.org/member-states>(最終アクセス 2023年2月10日)。

ナム、ミャンマーなどのメコン地域において、支援人材の育成や組織能力強化に向けた支援を展開してきた。そのため、JICA は人身取引の予防や、被害当事者の救済・保護および自立と社会復帰に向けた支援制度の整備に関する知見や支援ノウハウを蓄積している²¹。また、JICA は保健医療、教育、警察や法曹関係者等の専門職人材の育成や組織能力強化、女性や少女の教育や健康の改善、法・司法サービスへのアクセス強化に関する知見や経験を多く有している。そのため、SGBVの予防や被害当事者の救済・保護と自立・社会復帰に向けた人材育成、公的機関の制度整備や組織能力強化において、これらの知見・経験を生かすことができる。

さらに、平和構築、災害復興・防災、民間セクター開発、農業・農村開発等の事業では、女性の組織化や生計向上、職業訓練、起業やビジネスに関する支援ノウハウも蓄積していることから、被害当事者の自立や社会復帰の促進に向けて、これらの知見や経験も生かすことができる。

SGBVの撤廃に向けた欧米諸国や国際機関の取り組みや強みが、政策環境の整備や、加害者処罰の強化、地域における啓発や教育活動の推進にある一方、JICA は人材育成と組織能力強化に強みがあり、被害当事者の保護から自立・社会復帰までの切れ目のない支援体制構築を目指し、欧米諸国や国際機関と相互補完的に取り組んでいくことが可能である。

【日本国内の知見や経験の活用】

日本国内には、全都道府県 47 か所に SGBV 被害当事者の心身の回復や民事・刑事訴訟に向けた支援を行う女性保護施設が設置されるとともに、全国の 308 か所に配偶者暴力相談センターが設置され、DV や性暴力被害当事者の安全確保や心身の回復、生活再建、暴力の予防に向けた啓発や教育活動が進められている²²。また、全国の 107 か所に民間の支援団体が運営するシェルターも設置されている²³。さらに、超党派議員や市民団体のロビー活動により、2017年には性犯罪に関する刑法の改正、2019年には配偶者暴力防止法の一部改正、2022年には売春禁止法(1956年)の実質的改正にあたる「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」、および「AV出演被害防止・救済法」なども成立し、法整備への取り組みも進んできている。本クラスターの実践においては、これら国内の取り組みにおける知見や経験を活用して進めていく。

²¹ 2012年度からは、課題別研修「アセアン諸国における人身取引対策協力促進」を実施し、地域間の協力促進に向けアセアン諸国関係者のネットワーク強化も支援している。

²² <https://www.gender.go.jp/policy/no-violence/e-vaw/soudankikan/pdf/center-to.pdf>(最終アクセス 2023年2月10日)。

²³ <https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/shelter/siryoo/pdf/1-6.pdf>(最終アクセス 2023年2月10日)。

3. クラスターのシナリオと根拠

3.1 本クラスターの取り組み(中核的な想定と取り組み)

上記の分析から、本クラスター事業戦略では、1)JICA 事業において、分野・スキーム横断的に SGBV の予防や撤廃に向けた取り組みを主流化することで、SGBV を生まない、黙認しない地域や社会、組織づくりを推進していく。同時に、2)人材育成や支援サービス実施体制の強化を通じて、「被害者中心アプローチ」に基づく支援サービスを拡充していく。これにより、あらゆる SGBV への抑止力が働くとともに、被害を受けた女性や少女が心身の健康の回復と自立・社会復帰に向けて適切な支援サービスを受け、尊厳をもって安全に生きていくことができる社会の実現をめざす。SGBV を許容せず、被害当事者が適切な支援を受ける社会の構築は、SGBV 被害の削減を謳う SDGs の達成に直接的に貢献する取り組みとして位置づけられる。

3.2 シナリオ

【当初の状態】

SGBV の撤廃に向けた法整備は一定程度進んだが、組織や地域社会においては、男性を優位とし、女性を従属的な地位に位置づける価値観や意識、行動が根強く残るとともに、SGBV にかかる正しい理解が欠如している。また、SGBV の予防や撤廃に向けて行動する人材が十分に育成されておらず、被害者中心アプローチの考えに基づいて被害当事者への支援サービスを提供する体制やインフラが地域や組織、行政の場において十分に整備されていない。こうした中、多くの SGBV が発生するのみならず、被害が黙認・容認され、被害当事者は沈黙させられたまま、加害者は不処罰のままに社会に放置され、被害の継続と深刻化を招くという負の連鎖(サイクル)が生じている。

【変化のシナリオ】

状況の変革を触発・促進するための活動・アウトプット(ソリューション)と社会変化のプロセスは以下のとおり。

① 地域社会における啓発・教育とサポーター人材²⁴の育成

地域社会や組織において、既存の価値観や不平等な力関係を是正するための啓発・教育が実施され、地域にて SGBV の予防や撤廃、被害当事者への支援に取り組むサポーター人材の育成が進むに伴い(ソリューション①)、地域社会・組織全体において SGBV の背景や要因、SGBV は犯罪であることへの認識や行動変容が進み、SGBV 発生の抑止力が働くようになる。(社会変化①)

²⁴ 地方行政官や医療従事者、教員等に加えて、地域の有力者や若者、宗教リーダー、民間企業や社会企業家など、SGBV の防止や撤廃に向けた啓発や教育に、地域や組織で取り組む人材。

また、女性や少女の家族や周囲の人間が、SGBVの本質や要因を正しく理解し、被害を受けた女性や少女を責めるのではなく、被害当事者に寄り添う視点や意識をもつとともに、被害に苦しむ女性や少女に支援の手を差し伸べるようになる。(社会変化②)

②被害者中心アプローチを実践する専門職人材(中核人材²⁵)の育成・能力強化

人材育成事業を通じて、医療従事者やソーシャルワーカー、警察官、法曹関係者、教員、地域の行政官などの中で、「被害者中心アプローチを実践する中核人材」が育つ。(ソリューション②)これらの専門職人材(中核人材)が、地域や職場、行政の場において、被害者に一次的に接する専門職人材として、SGBVを正しく理解して被害者中心アプローチに基づきサービスを提供し、他のサービス実施機関との連携強化に取り組む。そして、研修講師としての役割を果たしていくことで、地域社会、組織における専門職人材やサポーター人材の数がより増加していく。(社会変化③)

③政策・制度の整備、支援サービスに係るインフラの整備・強化

育成・能力強化された専門職人材が支援サービスを提供できる環境が整備される。具体的には、社会福祉、保健医療、教育、警察、雇用や労働、経済開発関連等の公的機関においてSGBVの撤廃に向けた政策が整備されるとともに、ホットラインや相談窓口の設置、シェルター、ワンストップセンターやステップハウス²⁶などの施設整備が行われ、適切に運営される。(ソリューション③)

専門職人材の増加とインフラ整備を含む支援サービスが充実することで、サポーター人材との連携を含め、支援サービスに係る多様な関係者や機関間の連携も強まり、その成果としてSGBV被害者の救済・保護および自立・社会復帰の推進に向けた支援システム²⁷が強化されていく。(社会変化④)

④各社会変化から最終アウトカムまでの道筋

地域社会や組織においてSGBVへの理解や認識の変化が進むことで、意識・行動の変容が起こり、暴力の予防に向けた行動が強化され、SGBVの発生が抑止されるとともに(社会変化①)、被害当事者への支援の手が差し伸べられるようになる(社会変化②)。その結果、被害を受けた女性や少女がその沈黙を破り、SGBV被害の経験や実態について相談できるようになる。

また、専門職人材が育成され(社会変化③)、被害者の救済や保護、自立と社会復帰、法・司法へのアクセスに向けた適切な支援が提供される体制が整備されていることで(社会変化④)、女性や少女が適切な支援サービスを活用し、暴力被害から脱却して、安全で尊厳のある生活(自立と社会復帰)ができるようになる。(最終アウトカム)。

²⁵ 専門職人材のうち SGBV を正しく理解し、被害者中心アプローチに基づきサービスを提供できるとともに、専門職人材やサポーター人材に対する研修にて講師となる人材。

²⁶ 被害当事者の心身の回復にあわせて、女性たちの精神的、経済的自立を支える施設。

²⁷ 支援システムとは、被害者中心アプローチを実践する専門職人材(中核人材)が育成され、政策・制度の整備や支援サービスに係るインフラ、連携体制が整っている状態のこと。

なお、地域社会、組織において SGBV を許容しない意識や行動変容が進み、被害当事者の女性や少女が適切な支援サービスを活用して、暴力被害から脱却し、社会や経済界で活躍できるようになることで、地域社会における SGBV の予防と撤廃に向けた行動がより加速化し、SGBV 被害の発生が一層減少していくと想定する。

3.3 シナリオの根拠・エビデンス

本クラスター事業のシナリオは次の 3 つの調査結果に基づいている。

①「被害者の救援要請と回復プロセスにおける援助の役割」(2018 年 JICA 研究所) JICA 研究所が 2018 年に実施した研究プロジェクト「被害者の救援要請と回復プロセスにおける援助の役割²⁸」は、ウガンダ国内の南スーダン難民居住区に住む男女計 275 名を対象に行った調査結果として、SGBV 被害を受けた女性や少女の救援要請行動を阻む障壁は、①地域における被害者へのスティグマの恐怖、②行政や支援組織への期待の低さ、にあると指摘している。ここでは、自身や家族の名誉が傷つくことや、地域での差別を恐れて多くが被害の経験を隠す傾向にあること、特に家庭内や近親者からの暴力については、家庭内の問題として公にするべきではないとの認識が強いことが示されている。また、被害を周囲に知られることで、被害者自身の将来や家族の汚点になると考える親兄弟や親せき、コミュニティが、女性や少女の行政や NGO への支援要請を阻むケースが多い実態も明らかにしている。加えて、女性の沈黙は、行政や司法からの支援に期待が持てないことや、どこで支援が受けられるか分からないことに大きな要因があることも明らかにしている²⁹。

②「男女間における暴力に関する調査」(内閣府男女共同参画局)

日本の内閣府が全国の 20 歳以上の男女 5000 人を対象として実施した「男女間における暴力に関する調査(令和 2 年度)³⁰」においても、DV や性暴力被害を受けた女性の約 6 割がどこにも相談できず、支援を受けることができない実態が示された。その理由として、地域社会における SGBV 被害に対するスティグマへの懸念や、支援者やサービスへの期待感の低さ、情報の欠如があることが指摘されている。調査対象の女性は、どこにも相談しなかった理由を「恥ずかしくて誰にも言えなかったから」(49.3%)、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」(32.9%)、「世間体が悪いと思ったか

²⁸ JICA RI Research Project (2019) The Help-seeking Pathways and Barriers: Case of South Sudanese Refugees in Uganda.

²⁹ JICA が 2015 年に 369 名のアフガニスタンの女性警察官を対象に実施した調査においても、調査対象の女性たちの 6 割が DV や性暴力の被害を経験したものの、地域における差別やスティグマを恐れてその経験を口にできなかったという結果であった。一部の女性たちは、被害の経験を姉妹や友人に相談したものの、地域に支援人材や社会資源が不足する中、その全員が心身の回復や自立・社会復帰にかかる支援サービスを受けることができていなかった(JICA : George Town Institute for Women, Peace and Security (2016) Case study on Afghanistan: Strengthening the Afghanistan National Police: Recruitment and Retention of Women Officers)。

³⁰ 有効回収率は 3,438 人(68.8%)、で女性 1,803 人、男性 1,635 人。

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/r02/r02danjokan-12.pdf
(最終アクセス 2023 年 2 月 10 日)。

ら」(13.3%)、「人に知られるとこれまで通りの付き合い(仕事や学校など人間関係)ができなくなると思ったから」(6.8%)、「相談しても無駄だと思った」(17.8%)、「どこに相談していいか分からなかった」(16.4%)と回答している(複数回答)。また、「相談をした」と回答した 4 割の女性も、その多くが友人や知人、家族への相談に留まり、警察への相談割合は 6.4%、配偶者暴力相談支援センター(婦人相談所等)や男女共同参画センター、民間の専門家や専門機関(弁護士・弁護士会、カウンセラー、カウンセリング機関、民間シェルターなど)への相談の割合は全体の 1.6%と非常に低い。

③国際機関による調査(World Bank (2014) Voice and Agency: Empowering Women and Girls for Shared Prosperity など)

他方、世界銀行や UNFPA、UN Women、Care International 等による調査では、被害者中心アプローチに基づく適切な情報やメッセージ、支援を受けることで、被害の経験を乗り越え、女性企業家として、警察官として、医療従事者として、弁護士として、相談員やソーシャルワーカーとして活躍しつつ、SGBV の撤廃に向け活動している女性たちが世界には多く存在していることが示されている。2016 年に JICA が米国のジョージタウン大学と共同で実施した調査研究においても、ミンダナオで性暴力被害を受けた女性が、被害者中心アプローチに基づく周囲の支援によって心身の回復を果たし、SGBV は犯罪であることを社会に発信するとともに、ジェンダー平等の推進や他の被害女性たちへの支援に携わる事例が確認されている³¹。

一方で、地域社会の意識・行動変容と支援サービス実施体制強化により、具体的にどのような変容が生じたかを定量的に示す実証データは国内外において不足している。したがって、本クラスターの実践を通じて定量データを収集しつつ、その妥当性や有効性を確認していく。

4. クラスター展開の基本方針

4.1 シナリオ展開の基本方針

(1) SGBV の防止や撤廃に向けた取り組みの主流化

SGBV が許容されず、女性や少女が尊厳をもって安全に生きていくことができる社会の実現に向けて、本クラスターでは、あらゆる分野の JICA 事業において SGBV の予防や撤廃に向けた取り組みを主流化する。SGBV の撤廃は、「人間の安全保障」の実現を効果的かつ実効的に後押しする取り組みである。同時に、医療や社会福祉費、企業コストの削減や、女性の教育機会や

³¹ JICA: Georgetown Institute of Women, Peace and Security (2016) Case Study on Mindanao the Philippines: Women's Participation and Leadership in Peacebuilding.

労働参加を向上させ、質の高い経済成長や持続可能な開発の実現にも寄与する。開発途上国の中には DV や性暴力被害による医療や社会福祉費が初等教育の支出を上回る国も少なくない³²。SGBV 被害により女性の労働参加が阻害され、生産性が低下することにより世帯収入に大きな損失が生じている国もある³³。本クラスターでは、技術協力や資金協力を含む JICA のあらゆる事業に SGBV の予防や撤廃に向けた取り組みを組み込むことで、開発効果のさらなる向上にも貢献していく。

具体的には、①2030 年までに 100 以上の JICA 事業において SGBV にかかる地域の正しい理解を向上させるとともに、被害当事者を支援することができる専門職人材やサポーター人材を育成する。同時に②このうちの 14 か国以上において、被害当事者の救済と保護、自立と社会復帰に向けた支援サービスの実施体制の強化を図り、専門職人材やサポーター人材の育成を含め、SGBV の撤廃に向けた政策・制度の整備やインフラ整備を推進していく³⁴。

また、これを推進するために、SGBV 課題の概要を理解するための教材等を作成するとともに、セミナーや研修を実施していく。

表 2: 想定する主流化の取り組み

① すべての事業において共通して求められること
事業の計画、実施において SGBV の現状や課題を把握し、対象地域や組織での啓発や教育活動など課題解決に向けた取り組みを実施する。対象国において政府機関が SGBV 撤廃に向けた政策や行動計画を有する場合、これらの機関と連携した取り組みも検討する ³⁵ 。
② 技術協力
<p><u>サポーター人材育成:</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 住民組織(若者、宗教など)メンバー、行政機関・企業の担当者、農業普及員等に対する研修等において、SGBV 理解、被害者対応等を含める(全分野) ➤ 事業対象地域・組織における啓発活動(全分野) <p><u>専門職人材育成:</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 医療従事者、ソーシャルワーカー、警察官、法曹、教育関係者等の専門職人材に対する研修において、SGBV 理解、被害者中心アプローチ等を含める(保健医療、社会保障、教育、ガバナンス、平和構築、防災・復興) <p><u>政策・制度整備:</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ SGBV(セクシャル・ハラスメント含む)の予防に関する組織レベルの制度・ガイドライン整備(相談窓口の設置、就業規則への反映など)(全分野) ➤ SGBV の予防・撤廃に向けた政策・戦略策定(社会保障、保健医療、ガバナンス、教育)

³² Duvvury et al., (2013) Intimate Partner Violence: Economic Costs and Implications for Growth and Development; Khumalo et al., (2014) Too Costly to Ignore – The Economic Impact of Gender- Based Violence in South Africa.

³³ 総額が年間約1億 4 千 6 百万ドルにもなっているパキスタンでは、SGBV 被害により女性の労働参加が阻害され、生産性が低下することにより世帯収益の損失総額が年間約1億 4 千 6 百万ドルにもなっている (Economic and Social Costs of Violence against Women in Pakistan, 2019)。

³⁴ 14 か国は、東南アジア 5 か国(件)、南アジア 5 か国(件)、アフリカ 4 か国(件)を想定。100 の JICA 事業には上記 14 件を含むこととし、実績を踏まえて年 8-10 件の主流化を想定。

³⁵ JICA ブータン事務所は、同国のナショナルマシーナリーである女性子ども委員会と協議の上、ブータン国営放送による SGBV 防止に向けた啓発映像の放映を支援した。

<ul style="list-style-type: none"> ➤ ワンストップセンター・シェルター等の設置・運営(保健医療、社会保障) ➤ ホットライン・相談窓口等の機能強化(社会保障、保健医療、ガバナンス、教育、平和構築、民間セクター開発、運輸交通) ➤ 女性の安全の視点に立ったインフラ整備をガイドライン等に記載(運輸交通、都市・地域開発、防災・復興)
<p>③ 有償資金協力</p>
<p><u>施設整備一般:</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ SGBV の予防と女性の安全を考慮した施設設計(女性の安全を守るための街灯や電灯などの設置、女性が利用しやすい場所への給水所や公衆トイレの整備等) <p><u>コンサルティング・サービス一般:</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 対象地域や組織、社会への啓発活動 ➤ 実施機関への SGBV 予防研修、相談窓口の設置等 ➤ 建設業者や工事従事者への SGBV 予防研修、相談窓口の設置等 ➤ ホットラインやセクシャル・ハラスメント相談窓口の設置 <p><u>保健医療分野:</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 医療機関等でのワンストップセンターの整備(施設・機材) ➤ 被害当事者の救済や保護に従事する人材育成(コンサルティング・サービス) <p><u>開発政策借款(Development Policy Loan:DPL):</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ SGBV の撤廃に向けた法・政策・制度、行動計画の策定、専門職人材の能力強化(注:DV や人身取引、デジタル性暴力については未整備な国も多い) ➤ ホットライン、シェルター、ワンストップセンター、ステップハウス等³⁶の整備 ➤ SGBV に関する啓発活動 ➤ SGBV 被害当事者や暴力に脆弱な状況にある女性や少女の雇用や生計向上のための政策(女性の ID カードや銀行口座の取得の推進、女性や少女が個人単位で政府からの給付金等が受給できる体制整備等)
<p>④ 無償資金協力</p>
<p><u>施設整備一般:</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ SGBV の予防と女性の安全を考慮した施設設計(女性の安全を守るための街灯や電灯などの設置、女性が利用しやすい場所への給水所や公衆トイレの整備等) <p><u>ソフトコンポーネント一般:</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 対象地域や組織、社会への啓発活動 ➤ 実施機関への SGBV 予防研修、相談窓口の設置等 ➤ 建設業者や工事従事者への SGBV 予防研修、相談窓口の設置等 <p><u>保健医療分野:</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 医療機関等でのワンストップセンターの整備(施設・機材) <p><u>社会保障分野:</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 被害当事者の一時保護施設(シェルター)の整備(施設・機材) ➤ 被害当事者の自立や社会復帰を中長期的に支援するステップハウスの整備(施設・機材)

³⁶ 世界銀行によるブラジル・リオデジャネイロ都市交通改善の DPL では、すべての駅に女性の安全を考慮したトイレと照明の設置、及び 5 つの主要駅に被害当事者向けの法律・医療等のカウンセリング支援を提供するセンターの設置が含まれる。<https://www.worldbank.org/en/results/2014/04/14/mainstreaming-initiatives-to-tackle-gender-based-violence>(最終アクセス 2023 年 2 月 10 日)。

(2) 国内外の多様な関係者との連携・動員

本クラスターは、欧米諸国や UN Women、UNFPA、WHO、世界銀行、欧州連合(EU)などの国際機関、国内外の学術研究機関や有識者、市民団体、民間企業や社会企業家、金融機関等との連携を強化して取り組む。欧米諸国や国際機関は、加害者処罰強化や SGBV の撤廃に向けた法律や政策環境整備、地域社会の啓発や教育、被害当事者の救済や保護に取り組んでいるが、これらの取り組みの多くが小規模に留まっている。

JICA は前述の通り、人身取引対策において、自立・社会復帰を含む支援サービスシステム構築における知見・経験を有しているとともに、様々な分野における専門職人材の育成、行政機関の組織能力強化にかかる事業・知見を豊富に有している。JICA による人材育成、支援サービス体制強化により、欧米諸国や国際機関の政策面の支援に実効性を持たせることができ、お互いの強みを生かした補完的な協力が可能である。

なお、近年では、Mee Too 運動³⁷などを通じて、高校生や大学生を含め国内の若い世代の間で SGBV への関心も高まっている。また、SDGs を背景に、民間企業における関心も高まりつつある。本クラスターでは、これら国内の若い関心層や民間企業とも連携し、開発途上国における SGBV の問題に対する関心を高めるとともに、SGBV の撤廃に向けた国内の社会変革も推進していく。

4.2 優先取り組み地域

本クラスターの取り組みにおいては、JICA のこれまでの実績の優位性を活用する観点や、日本の ODA 政策、SGBV の蔓延度合いなどに鑑み、特に、1)東南アジア、2)南アジア、3)アフリカ、を優先支援対象地域とする。

➤ **東南アジア地域**：経済や情報の急速なグローバル化に伴い人々の移動が活発化する中で、東南アジア、特にメコン地域においては、国境を越えた人身取引が各国共通の課題となっている。JICA は 2000 年代からタイ、ミャンマー、ベトナムといったメコン地域を中心に人身取引対策に向けた支援を実施している。さらに 2012 年度からはアセアン諸国を対象とする研修事業を実施してきた。2023 年度からはカンボジアでも新規案件を実施する予定である。また、タイに対する協力を通じて、年に一度バンコクでタイを含めた 5 か国及び日本から実務レベルの関係者が一堂に会するメコン地域ワークショップ(Mekong Regional Workshop : MRW)の開催を支援している。これらの支援を通じて培ってきた知見や教訓、人的リソースやネットワークを活用しつつ、カンボジアなどの新規協力事業の実施、事業効果のスケールアップや広域化を図ることで、同地域における人身取引対策や他の SGBV の撤廃に向けてより大きなインパクトを創出していくことが期待できる。

³⁷ アメリカの市民活動家タラナ・バークが始めた社会運動。2017 年にハリウッドの著名人が自らの性暴力とハラスメントの被害経験をハッシュタグ「#MeToo」(私も告発する)をつけてオンライン上に投稿したことで世界中に広がった。今まで沈黙してきたセクシャル・ハラスメントや性暴力被害経験を、SNS を通じて共有することで SGBV 撤廃に向けた社会変容を促している。

➤ **南アジア地域:**南アジア地域は、人口増加率も著しい中、18才未満で結婚する女兒の割合が世界で最も高い地域でもある。不均衡なジェンダー関係を背景とした DV や性暴力、FGM、債務奴隷や交換婚、名誉殺人やダウリー³⁸を理由とした精神的・身体的暴力等の多様な形態の暴力や有害な慣習が存続している。世界の貧困層の 3 割が南アジア地域に居住しているとも見積られる中、同地域において SGBV や有害な慣習を撤廃し、女性や少女の社会・経済参加を推進する取り組みを推進することは、同地域の社会・経済開発の観点からも、また世界の貧困削減への貢献の観点からも重要である。また、JICA は近年アフガニスタンやパキスタンにおいて SGBV の撤廃を含め、ジェンダー平等と女性や少女のエンパワメントの推進に向けた協力を実施してきており、これらの支援実績を踏まえつつより効果的な取り組みを展開していくことが期待できる。

➤ **アフリカ地域:**アフリカの特に紛争影響地域における SGBV の撤廃は国際社会において重要かつ喫緊の取り組み課題として位置づけられている。2019 年 8 月の第 7 回アフリカ開発会議(TICAD7)では、SGBV の撤廃に向けた取り組みを強化していく必要性が確認され、「横浜行動計画」において、SGBV の根絶に取り組む人材の育成を日本も積極的に支援していく旨が記載されている。また、2022 年 8 月の TICAD8 では、女性の平和と安全保障のための取り組みを引き続き推進していくことが確認された。JICA はアフリカ地域において、多様な分野で支援を展開しており、これら分野の協力において SGBV の撤廃に向けた活動を盛り込んでいくとともに、南スーダンやケニアにおいて SGBV の撤廃を主な目的とする事業を実施することで、同地域における SGBV の撤廃に向けてより大きなインパクトを創出していくことが期待できる。

他方、JICA による SGBV の撤廃に向けた取り組みは上記の地域に限定するものではない。人的資源・リソースの現状や、より戦略的な取り組み強化の観点から、上記の地域を「優先支援対象地域」として位置付けるが、他の地域においても、各国の現状や課題に応じて積極的に取り組みを進めていく。

4.3 インパクトの最大化・最終アウトカム発現に向けた取り組み

本クラスターでは、SGBV の撤廃を促進するプラットフォーム活動として、以下の取り組みを行う。

(ア)国内外の有識者や大学・学術機関、民間の支援者との連携や人的ネットワークの強化

国内や海外(途上国含む)の有識者や研究者、民間や市民社会、国際機関や国際 NGO 等との連携や人的ネットワークを強化し、国内外における取り組みの知見や教訓を活用した取り組みを行う。具体的には以下の取り組みを実施する。

- 国内の有識者や専門家との定期会合の開催

³⁸ ダウリーは、花嫁が嫁入り時に持参する花婿およびその家族に向けた現金・資産。

- 被害者支援に携わる民間や行政の支援者や研究者による全国ネットワーク(シェルターネットワーク)への参加
- SGBV の撤廃をテーマとする国際会議への参加
- アフリカ・南アジア・東南アジア地域における専門家会合の開催への支援

(イ) JICA 職員、JICA 事業関係者、民間や市民社会の意識と行動変容の促進並びに専門家人材の育成

SGBV の撤廃に向けた取り組みの実践や拡大を促すために、JICA 職員(ナショナル・スタッフ含む)や開発コンサルタント、相手国政府の職員、国内や支援対象国の民間企業や市民社会を対象とする啓発や教育活動を推進していく。同時に、SGBV の撤廃に向けた JICA の国際協力事業の実践を担う人材の育成に取り組む。具体的には以下の取り組みを実施する。

- SGBV 課題や効果的な取り組みを理解するための映像教材の作成(日本語、英語、仏語、スペイン語)
- 日本国内の取り組みへの理解を深めるための視聴覚教材の作成
- 国・地域ごとの課題や取り組みの現状を理解するためのリーフレットの作成
- 学生や市民団体のスタディツアーの受け入れや関係者との交流
- 課題への対応に向けたガイダンスノートや基礎資料集の作成
- SGBV に関するセミナーや能力強化研修の実施

(ウ)効果的な支援の展開に向けたナレッジの構築と共有・還元

JICA の支援現場における取り組みや、国際機関・NGO、他ドナーの取り組みの知見や教訓を収集する。同時に、国内外の学術機関や、UNFPA や UN Women、WHO、欧州連合(EU)などの国際機関や、イスタンブール条約の監視機構や女性市民団体とも連携して、SGBV の撤廃に向けてより効果的な国際協力や支援のあり方について考察し、その結果を国内及び国際社会に還元し、より効果的な支援や取り組みの拡大に貢献する。具体的には以下の取り組みを実施する。

- SGBV の撤廃に向けた効果的な支援のあり方を検討するためのプロジェクト研究の実施
- 地域レベルにおける知見・教訓の共有セミナーやワークショップの開催
- 各分野・課題における取り組みのあり方にかかるガイドラインやマニュアルの作成

(エ)国際機関や民間の知識・技術・資金の動員

国際機関や、国内外の民間企業や社会起業家、金融機関等との協働を通じて、民間を含む関連機関の知見や技術、資金を SGBV の撤廃に向けた取り組みに動員し、グローバルな次元でのコレクティブ・インパクトの実現をめざす。具体的には以下の取り組みを実施する。

- SGBV の撤廃に向けたファイナンスの強化(投融資の審査における SGBV 視点の強化)
- 民間や社会企業家たちによる広域での情報交換や、自治体や金融機関、市民社会や援助関係者間の相互連携強化に向けたワークショップの開催

- SGBV 撤廃に向けた社会企業モデルの構築や制度化、普及・拡大等に向けたセミナーの開催

5. クラスターの目標とモニタリング指標

5.1 クラスターの成果目標と指標（モニタリング表は別紙2のとおり）

【最終アウトカム】

250 万人の被害を受けた女性や少女が救済・保護され、自立と社会復帰を果たす。

指標 被害者中心アプローチに基づく支援サービスを活用した被害女性・少女の人数

〔計算式〕 <想定> 地域社会の理解が深まり、政策・制度やインフラが整備されている環境においては、専門職人材(中核人材)1 名あたり年間 120 人(月 10 人目安)の被害者へ、地域社会サポーター人材 1 名あたり年間 48 人(月 4 人目安)の被害者へ支援サービスを届けることができる:1000 名×120 人×5 年※+8500 名×48 人×5 年※=264 万人)

※人材は 2030 年までに徐々に育成するため中間値 5 年間で計算。

【中間アウトカム】

- ① 100 の JICA 事業において地域社会や組織(企業、行政組織など)メンバーの SGBV 課題に関する理解が深まり行動が変容する。

指標 SGBV にかかる地域の正しい理解の深まりと被害者支援の手の増加を目的とした啓発・取り組みが実践され、SGBV の防止や撤廃に向けた地域社会や組織メンバーの行動変容が確認されている JICA 事業の数。

- ② 14 か国において被害者の救済・保護および自立・社会復帰に向けた支援システムが機能する。

指標 被害者中心アプローチを実践する専門職人材(中核人材)が育成され、政策・制度の整備や支援サービスに係るインフラ、連携体制が整い、機能している国の数。

【直接アウトカム】

- ① 8500 名の地域サポーター人材によって、SGBV 被害者支援に向けた啓発や取り組みが実施されている。

指標 SGBV 被害者支援に向けた啓発や取り組みを実践している地域サポーター人材の人数

- ② 14 か国で 1000 名の SGBV 被害者の救済・保護および自立・社会復帰に携わる専門職

人材(中核人材)が「被害者中心アプローチ」を実践している。

指標 「被害者中心アプローチ」を実践している SGBV 被害者の救済・保護および自立・社会復帰に携わる専門職人材(中核人材)の人数

5.2 モニタリングの枠組み

本クラスターのモニタリングは、以下の指標によって行う想定とするが、上記3.に記載のとおり、比較的新しい取り組みのため、国内外でのエビデンスが十分揃っていない。今後、事業を実施しつつ、エビデンスを収集・検証して、適宜見直していく。

表 3:モニタリングの枠組み

カテゴリー	データ・項目案	収集方法・頻度
【最終アウトカム】	250 万人の被害を受けた女性や少女が救済・保護され、自立と社会復帰を果たす。	5.1 の計算式に基づき、直接アウトカムにてモニタリングした結果(専門職人材の育成人数及び地域サポーター人材の育成人数)から集計する。 年に一度。
【中間アウトカム】	100 の JICA 事業において、地域社会サポーター人材によって、地域の正しい理解の深まりと被害者支援の手の増加を目的とした啓発・取り組みが実践され、地域社会の行動変容が確認される。 14 か国において、地域(民間含む)・行政(警察、病院、ワンストップセンター、ホットライン、相談所、役所等)が運営する、被害を受けた女性が相談できる場所が機能している。	女性・平和・安全保障に関する安保理決議 1325 号(WPS1325) 国別行動計画の JICA 内モニタリングを通じて収集する。加えて、必要に応じて個別事業の報告書等で確認する。 年に一度。
【直接アウトカム】	8,500 名の地域サポーター人材によって、SGBV 被害者支援に向けた啓発や取り組みが実施されている。 14 か国で 1,000 名の SGBV 被害者の救済・保護および自立・社会復帰に携わる専門職人材(中核人材)が「被害者中心アプローチ」を実践している。	女性・平和・安全保障に関する安保理決議 1325 号(WPS1325) 国別行動計画の JICA 内モニタリングを通じて収集する。加えて、必要に応じて個別事業の報告書等で確認する。 年に一度。

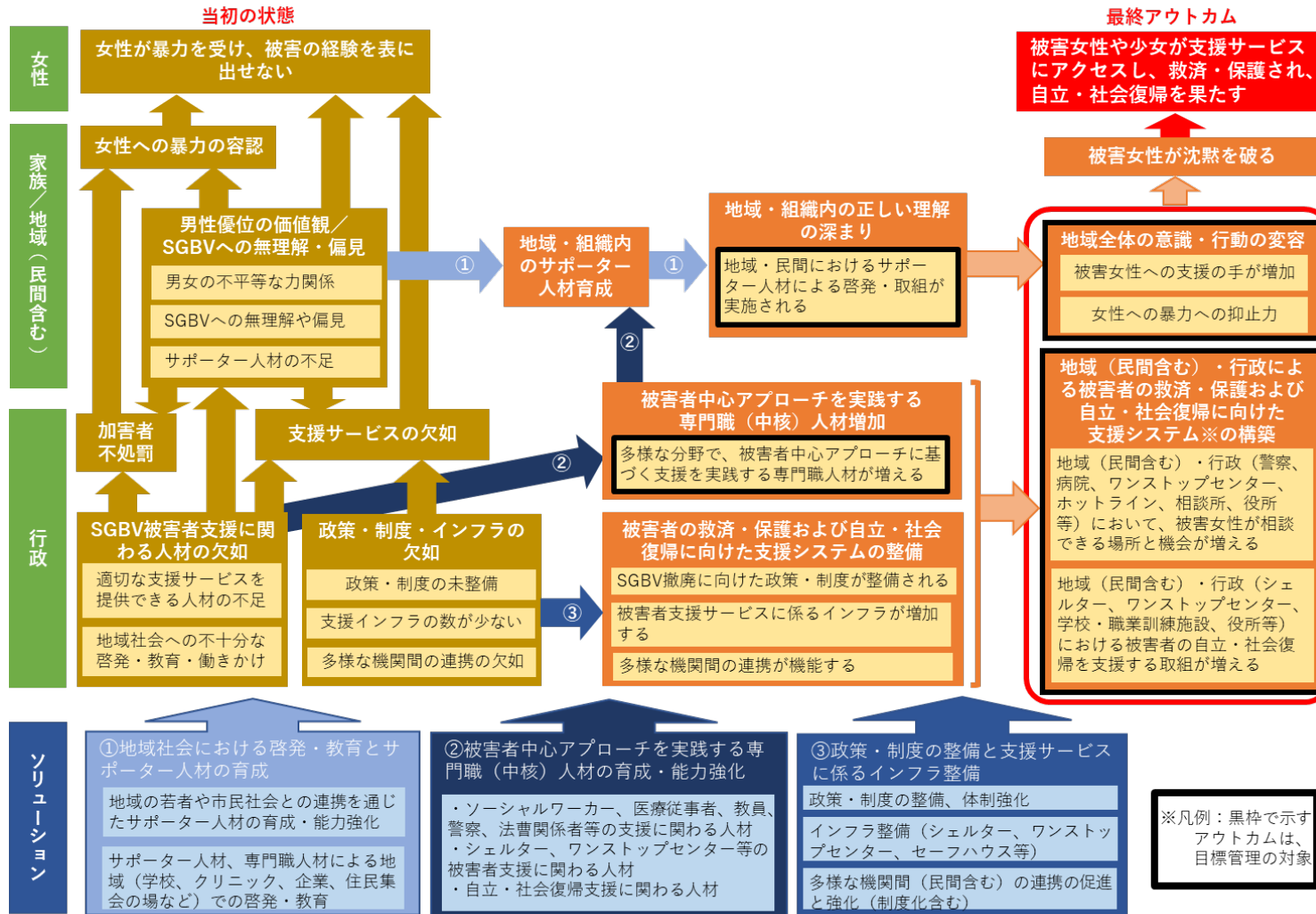
以上

別紙1： 開発課題のシナリオの概念図

別紙2： モニタリング表

別紙1： 開発課題のシナリオの概念図

ミッション：ジェンダーに基づく暴力のない、女性や少女が尊厳をもって安全に生きることができる社会の実現



※支援システムとは、被害者中心アプローチを実践する専門職人材(中核人材)が育成され、政策・制度の整備や支援サービスに係るインフラ、連携体制が整っている状態のこと。

別紙2:モニタリング表

【成果目標と指標】

成果目標と指標	(1) 最終:250万人の被害を受けた女性や少女が救済・保護され、自立と社会復帰を果たす。 【指標】被害者中心アプローチに基づく支援サービスを活用した被害女性・少女の人数
	(2) 中間: ① 100のJICA事業において地域社会のSGBV課題についての理解が深まり行動が変容する。 【指標】地域社会サポーター人材によって、地域の正しい理解の深まりと被害者支援の手の増加を目的とした啓発・取り組みが実践され、地域社会の行動変容が確認されているJICA事業の数。 ② 14か国において被害者の救済・保護および自立・社会復帰に向けた支援システムが機能する。 【指標】地域(民間含む)・行政(警察、病院、ワンストップセンター、ホットライン、相談所、役所等)が運営する、被害を受けた女性が相談できる場所が機能している国の数。
	(3) 直接: ① 8,500名の地域サポーター人材によって、SGBV被害者支援に向けた啓発や取り組みが実施されている。 ② 14か国で1,000名のSGBV被害者の救済・保護および自立・社会復帰に携わる専門職人材(中核人材)が「被害者中心アプローチ」を実践している。
SDGsへの貢献	<p>本クラスターの取り組みは、以下のターゲットの達成に貢献する。</p> <p>目標5「ジェンダー平等」:ターゲット5.2(親密なパートナーからの暴力や性暴力)、5.3(児童婚や女性性器切除)</p> <p>目標8「経済成長とディーセント・ワーク」:ターゲット8.7(児童労働)</p> <p>目標11「持続可能な都市と人間居住」:ターゲット11.7(身体的または性的なハラスメント)、</p> <p>目標16「平和と公平なガバナンス」:ターゲット16.1(すべての形態の暴力)、16.2(虐待、搾取)</p> <p>本クラスターでは、SGBVを生み出す中心的な要因と負の連鎖に対する課題解決のシナリオを設定しており、地域社会において被害者中心アプローチが普及し、SGBVの減少、最終的には撤廃につながることを想定している。本クラスターの展開にあたっては、被害者中心アプローチが普及した地域社会における「SGBV件数の減少」のエビデンスの収集・検証も行っていく。</p>

【シナリオのモニタリング指標】

	(当初の状態)	社会変化①	社会変化②	社会変化③	社会変化④
(4)シナリオの中間アウトカム(発展段階の状態、等)	<ul style="list-style-type: none"> ・SGBV 被害者支援に関わる人材の欠如。 ・政策・制度・インフラの欠如。 ・男性優位の価値観 / SGBV への無理解・偏見。 ・女性が暴力を受けている / 被害の経験を表に出せない。 	<p>地域全体の意識・行動の変容。</p> <p>・女性への暴力に対する抑止力が働く。</p>	<p>地域全体の意識・行動の変容。</p> <p>・被害女性への支援の手が増える。</p>	<p>地域・行政による被害者の救済・保護および自立・社会復帰に向けた支援システムの構築。</p> <p>・地域(民間含む)・行政(警察、病院、ワンストップセンター、ホットライン、相談所、役所等)において、被害女性が相談できる場所や機会、並びに被害者の自立・社会復帰を支援する取り組みが増える。</p>	
(5)中間アウトカムのモニタリング指標		100 の JICA 事業において、地域サポーター人材による啓発・取り組みにより地域社会の意識・行動が変容する。		14 か国において、地域(民間含む)・行政(警察、病院、ワンストップセンター、ホットライン、相談所、役所等)が運営する、被害を受けた女性が相談できる場所が機能している。	
(6)シナリオの直接アウトカム		地域社会、組織において SGBV の背景や要因、SGBV は犯罪等の正しい理解が深まる。		被害者中心アプローチを 実践する専門職(中核)人材増加。 (多様な分野で、被害者中心アプローチに基づく支援を実践する専門職(中核)人材が増える)	被害者の救済・保護および自立・社会復帰に向けた支援システムの整備。 (政策・制度が整備される / 被害者支援サービスに係るインフラが増加する / 多様な機関間の連携ができています)
(7)直接アウトカムのモニタリング指標		8,500名の地域サポーター人材によって、SGBV 被害者支援に向けた啓発や取り組みが実施されている。		14 か国で 1,000 名の SGBV 被害者の救済・保護および自立・社会復帰に携わる専門職人材(中核人材)が「被害者中心アプローチ」を実践している。	
(8)ソリューション:(インプット⇒アウトプット)		地域社会における啓発・教育とサポーター人材の育成。		被害者中心アプローチを実践する専門職(中核)人材の育成・能力強化。	政策・制度の整備と支援サービスに係るインフラ整備。

		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の若者や市民社会との連携を通じたサポーター人材の育成・能力強化。 ・サポーター人材、専門職人材による地域(学校、クリニック、企業、住民集会の場など)での啓発・教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルワーカー、医療従事者、教員、警察、法曹関係者等の被害者支援に関わる人材。 ・シェルター、ワンストップセンター等の被害者支援に関わる人材。 ・自立・社会復帰支援に関わる人材。 	<ul style="list-style-type: none"> ・政策・制度の整備、体制強化。 ・インフラ整備(シェルター、ワンストップセンター、セーフハウス等)。 ・多様な機関間(民間含む)の連携の促進と強化(制度化含む)。
--	--	---	--	---